

環境モデル都市推進条例（仮）

計画の目的

温室効果ガスの削減に取り組むだけではなく、地域課題を解決し、より良い町民の暮らしを形作ること。

【基本目標】

「住民一人当たりの経済活動の活性化と温室効果ガス排出量抑制の両立」

策定を進めていく条例群

環境モデル都市推進条例（仮）等の総合条例として策定を検討する。

1. 建物の低炭素化を促進する条例
2. 自転車の適切な利用を促進する条例
3. 事業活動の低炭素化を促進する条例
4. 再生可能エネルギーの適切な導入を促進する条例
5. エネルギー情報の提供を求める条例

総合条例とあわせて導入を推進する。

6. 新税等の導入

1. 建物の低炭素化を促進する条例

- 町長は、建築物のエネルギー性能を客観的に評価するツールを指定し、再生可能エネルギーの導入可能性を説明する方法を定める
- 建築物の新築、改築及び一定規模以上の改修をする際（倉庫や納屋等、人の居住や業務を想定しない建築物は除く）には、施主は、建築物のエネルギー性能及び再生可能エネルギーの導入について検討し、建築施工開始の30日前までに、町長へ検討結果を届け出なければならない
- 建築事業者は、建築物のエネルギー性能及び再生可能エネルギーの導入可能性について、町長の指定する方法で、施主に説明しなければならない
- 建築物の全部又は一部を取引・賃貸するときは、建築物のエネルギー性能及び再生可能エネルギー設備について、町長の指定する方法で、相手方に説明しなければならない
- 宿泊施設の場合、その開口部（窓と窓枠）の性能値を環境クオリティ制度の一環として表示、掲示しなければならない（事業活動の低炭素化を促進する条例と整合を図る）

策定スケジュール

アクションプランに基づき以下のスケジュールを想定し、経営会議で審議いただくことについて承認を得ました。

(2019年) 協議検討フェーズ

- 上半期に議会・議員に趣旨を説明する。
- 下半期に住民説明会、関連事業者への説明会と並行して、都市計画審議会、環境審議会で協議する。

(2020年) 策定作業フェーズ

- 条例案を確定させ、同時に地域の建築関連事業者等に建築物のエネルギー性能を客観的に評価できるツールと再生可能エネルギーの導入可能性の説明方法のマニュアルを提供し、域内事業者に対する研修を実施する。

(2021年) 策定・告知フェーズ

- 上半期に条例成立**
- 継続して告知と研修を実施

(2022年) 施行フェーズ

- 4月 条例施行**

4月

町長レク

経営会議⇨担当課長レク

「条例」や「新税」等についての今後の合意形成について。

6月

議員協議会 趣旨説明

10月

広報特集記事

10月下旬

住民説明会 第1回

関係者WG 第1回

環境審議会 第2回

1月中旬

住民説明会 第2回

関係者WG 第2回

環境審議会 第3回